

足利市保育所等整備後期計画（原案） 概要版

1 計画策定にあたっての基本的な考え方

- ① 「足利市保育所整備前期計画」に基づき実施された公立保育所再編の検証を行います。
- ② 保育施設の入所児童数と今後の推移を把握します。
- ③ 対象施設の築年数を把握し、児童人口の将来推計値を基に今後の公立保育所等の適正配置を検討します。
- ④ 公立保育所等の統廃合と民間事業者の参入促進を進めます。
- ⑤ 対象施設は、公立保育所(10施設)、こども館(2施設)及び板倉ふれあい児童館とします。
- ⑥ 広く市民から意見を求めます。
- ⑦ 計画期間は、令和5年度から令和12年度までとします。

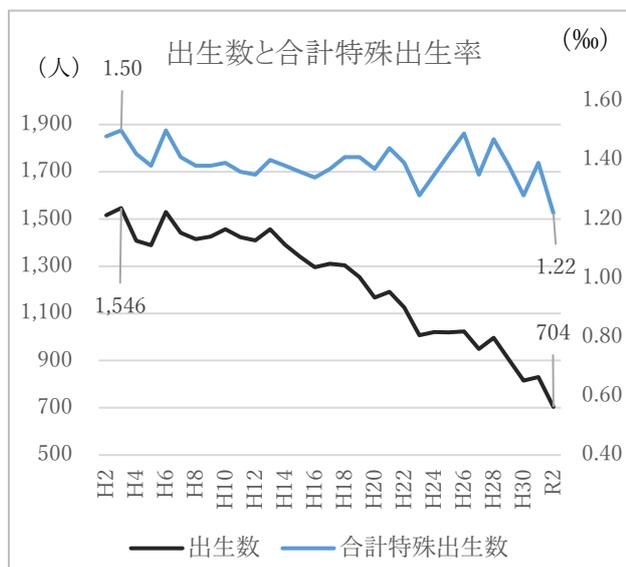
2 足利市保育所整備前期計画の検証について

足利市保育所整備前期計画は、平成24年度から26年度の3か年で実施しました。松田保育所をにし保育所に、久野保育所を梁田保育所に統合したほか、福居保育所の民営化を行い、14施設あった公立保育所は11施設に再編されました。

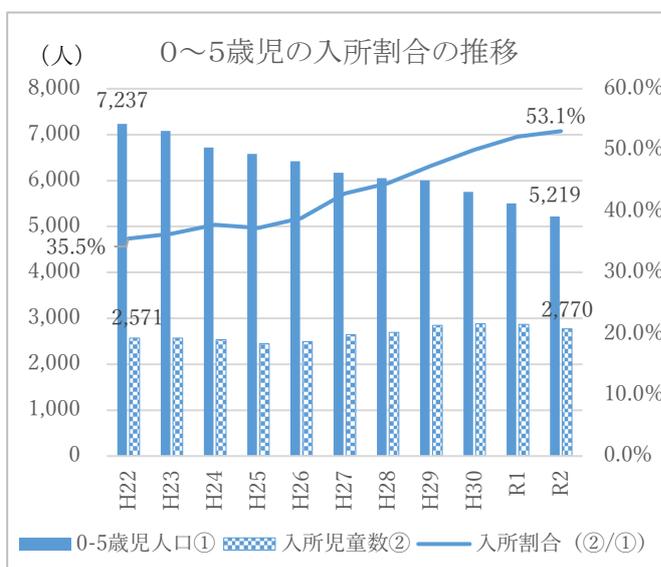
計画の所期の目的を達成することはできましたが、計画の発表から実施までの期間が短かったことや、慣らし保育の期間が短かったことなど改善すべき点もありました。

足利市保育所等整備後期計画では、これらの改善点を踏まえた対応が必要であるとともに、実施にあたっては十分に周知期間をとり、子どもや保護者に過度な負担や不安を強いることがないようにしていきます。

3 出生数と入所割合の推移



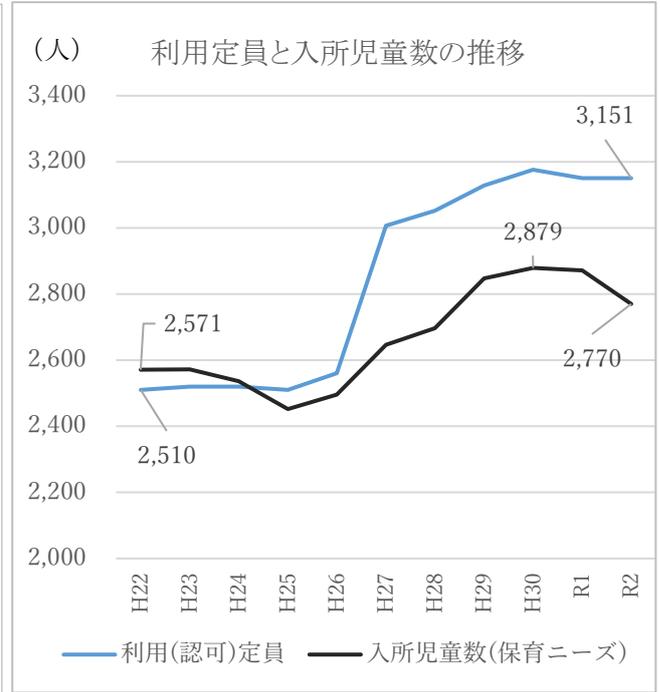
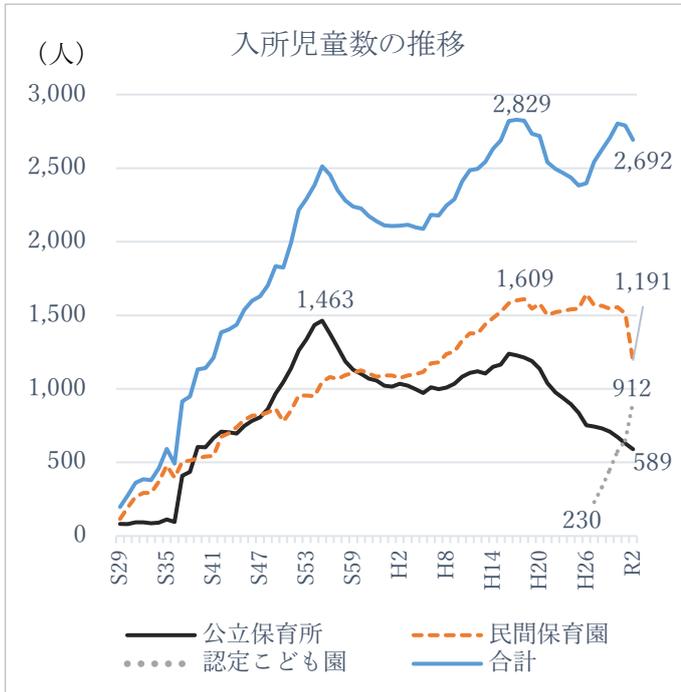
(資料：住民基本台帳による登録人口。H17以前は推計人口)



(資料：人口は住民基本台帳、入所児童数は人員報告)

4 公立保育所等の課題

(1) 利用定員の適正化



(資料：入所児童数は、各年の保育所（園）の入所児童数の年間延べ人数より算出)

(資料：利用(認可)定員は平成26年度まで認可定員、平成27年度より利用定員の集計値。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値(受託児童は除く))

(2) 施設の老朽化

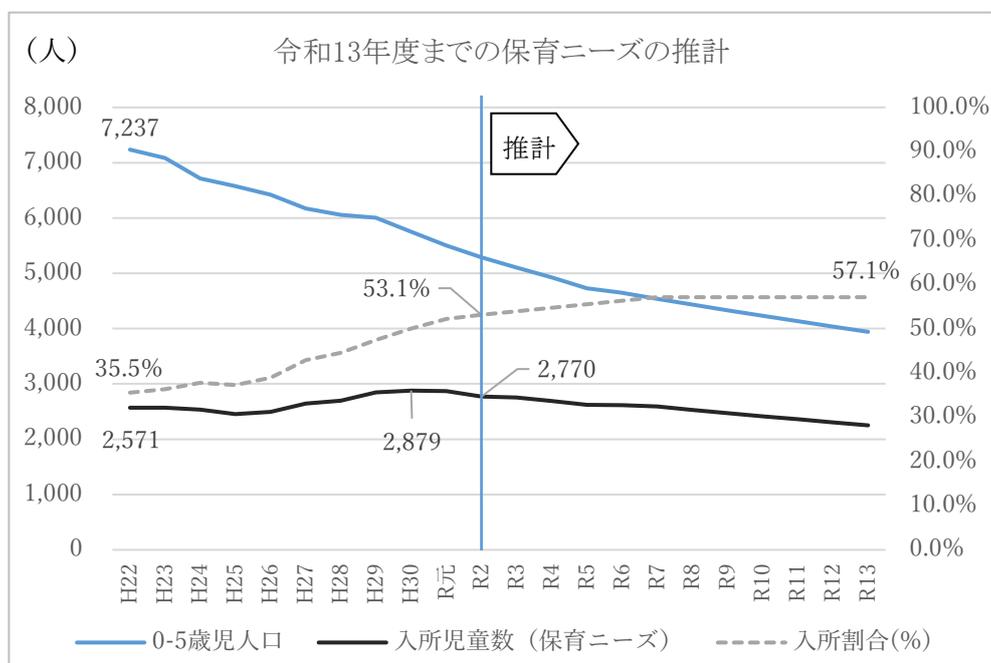
(年・㎡)

施設区分	No	施設名	建 物						敷地面積
			建築年度	築年数	耐用年数	建物構造	耐震基準	床面積	
保育施設	1	大町保育所	S52	45	47	RC造 2階建	旧	867	1,721
	2	羽刈保育所	S57	40	47	RC造 2階建	新	590	3,342
	3	山川保育所	H9	25	47	RC造 2階建	新	961	6,105
	4	梁田保育所	H7	27	47	RC造 2階建	新	750	3,904
	5	みなみ保育所	H11	23	47	RC造 平屋建	新	850	4,025
	6	きた保育所	S50	47	38	CB造 平屋建	旧	498	3,520
	7	三重保育所	S51	46	22	W造 平屋建	旧	475	3,263
	8	大前保育所	S52	45	22	W造 平屋建	旧	419	2,232
	9	わたらせ保育所	S54	43	47	RC造 2階建	旧	550	2,398
	10	にし保育所	H17	17	22	W造 平屋建	新	930	6,525
支子育て施設	11	にしこども館	H15	19	24	W造 平屋建	新	284	3,630
	12	八幡こども館	S47	50	22	W造 平屋建	旧	243	1,360
	13	板倉ふれあい児童館	S54	43	47	RC造 2階建	旧	638	3,300

※耐用年数は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第384号）による。

5 保育所等入所児童数（保育ニーズ）の今後の推計

今後の本市における入所児童数は、足利市人口ビジョン等の今後の人口推計と0-5歳児が保育施設に入所する割合の予測をもとに試算した結果、下図のとおり減少傾向が継続するものと推計されます。



(0歳から5歳児の人口は足利市人口ビジョンとの整合を図った推計人口。入所児童数は施設からの人員報告(3月分)の集計値。入所割合は国の予測と同様に令和7年度まで上昇し、以降横ばいが継続していくものとして推計)

6 公立保育所の役割について

保育の質を維持、向上させていくために、公立保育所には今後も次のような役割が求められます。

- ① 民間保育園等への支援
- ② 保育における発達支援及び援助の強化
- ③ 子育て支援体制の構築及び連携強化
- ④ セーフティネットとしての役割

7 公立保育所等の再編に係る基本的な考え方について

- ① 本市全体における保育所等の利用定員と入所児童数の適正化を進めます。
- ② 老朽化が進む施設については、統廃合を含め今後の方向性を示します。
- ③ 保育水準を維持、向上させるために拠点となる保育所は運営を継続します。
- ④ 保育ニーズが見込める地域では、民間の力を活用し民営化を進めます。
- ⑤ 状況の変化に応じて必要な見直しを行います。

8 公立保育所等再編計画の概要

① 運営を継続する施設（3施設）

「山川保育所」、「梁田保育所」、「にし保育所」は、運営を継続します。今後は、在宅の保護者が相談できる人や場所を提供するなど、子育て全体を支える機能を充実させていきます。

② 統廃合や民営化等を行う施設（9施設）

【再編スケジュール】

(年度)

区分	施設名	老廃年度	構造	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
閉所	大町保育所	S52	鉄筋コンクリート造 2階建		0	1	2	3	4	●			
	三重保育所	S51	木造平屋建				0	1	2	3	4	●	
	大前保育所	S52	木造平屋建				0	1	2	3	4	●	
	わたらせ 保育所	S54	鉄筋コンクリート造 2階建					0	1	2	3	4	●
民営化	羽刈保育所	S57	鉄筋コンクリート造 2階建					★					
	きた保育所	S50	木造鉄骨造及び 補強CB平屋建				0	1	2	3	4	●	★
転用	みなみ保育所	H11	鉄筋コンクリート造 平屋建				0	1	2	3	4	●	▲
移転	八幡子ども館	S47	木造平屋建									◆	
複合化	板倉ふれあい 児童館	S54	鉄筋コンクリート造 2階建				■						



● : 閉所 ★ : 民営化 ▲ : 転用 ◆ : 移転 ■ : 複合化

閉 所：施設を閉所する年度の4年度前から児童の新規入所の制限を行います。4年度前は0歳児、3年度前は1歳児以下、2年度前は2歳児以下、1年度前は3歳児以下、最終年度は4歳児以下の新規入所の制限を行います。最終年度は5歳児(年長児)のみの在籍となりますので、在所児の修了をもって施設を閉所します。

民営化：羽刈保育所は、同所以外の土地に建物の新設を行う事業者を公募し、民営化を図ります。きた保育所は、閉所と同じ手法で施設を廃止したのち、同所跡地において、施設建替えのうえ事業を運営する事業者を公募し民営化を図ります。

転 用：閉所と同じ手法で施設を廃止したのちに、施設用途の転用を図ります。

移 転：閉所と同じ手法で廃止された施設に移転します。

複合化：用途の違う施設に統合します。

③ 他の計画との整合を図る施設（1施設）

「にし子ども館」は、他の公共施設の再編計画を踏まえて再編を進めます。